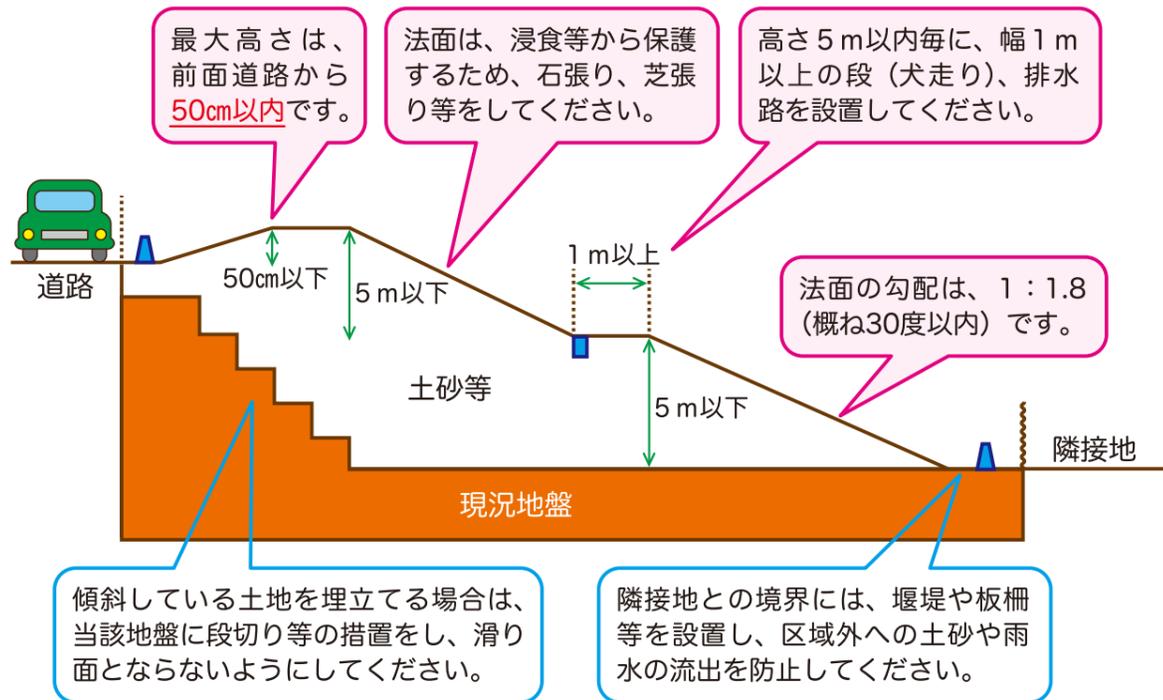


## 8. 主な構造基準



上記は、特定事業（一時堆積除く）の一例です。一時堆積の構造基準とは別となります。その他、詳細については、市までお問い合わせください。



## 9. 災害や土壌の汚染等が発生した場合

特定事業の施工中に土砂崩れ等の災害が発生した場合、特定事業に汚染された土砂等の搬入が発覚した場合等には、**事業者・施工者・土地所有者の責任と負担**において、すべての問題を解決していただくこととなります。

また、特定事業に使用された土砂等が本条例の定義に当てはまらない場合、廃棄物等を使用して埋立て等を行った場合には、本条例のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の罰則（**懲役5年以下又は罰金3億円以下**）が適用されることがありますので、十分注意してください。

その他、本条例に加えて、**農地法、都市計画法、森林法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法**等、他法令の適用を受ける事業、本条例の例外（除外）となる事業（公共廃土、土地収用法等）もあります。

詳細については、事業を計画した段階で、市までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2  
 印西市 環境経済部 環境保全課 環境指導班  
 TEL 0476-42-5111 (代表)  
 TEL 0476-33-4495 (直通)  
 FAX 0476-42-5339 (直通)  
 メール kankyoka@city.inzai.chiba.jp

平成29年3月作成

## 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（残土条例）のあらまし（平成29年4月1日施行）

### 良い例



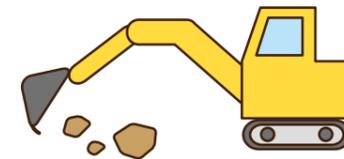
適正な埋立てをしましょう。  
 美しいふるさと いんざいを  
 後世に残しましょう。



### 悪い例



土砂災害や土壌汚染等が発生した場合には、事業者だけではなく、**土地所有者にも責任が生じます。** 熟慮の上、**同意**しましょう。



- 改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等による埋立てを禁止します。
- 土砂等により、次の面積以上の埋立て等を行おうとするときは、手続きが必要です。

200～500㎡未満の埋立て

事前に市への**届出**が必要です。

500㎡以上の**採取土砂のみ**による埋立て

事前協議の上、市への**届出**が必要です。

500㎡以上の**残土**埋立て

事前協議の上、市の**許可**が必要です。

### ◆この条例の用語の意味◆

「土砂等」 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの。 ※第1種～第3種建設発生土（残土）

「土地の埋立て等」 他の場所から搬入して、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為。

「改良土」 土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したもの。

「埋立て資材」 建設副産物を処理した再生資材その他これに準ずるもの。

「特定事業」 土地の埋立て等に供する区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等により土地の埋立て等を行う事業

「事業主等」 特定事業を行う者（請負契約により特定事業を行う者を含む）及び特定事業場内の土地の所有者、占有者又は管理者

印西市

市では、市域の土壌や地下水の汚染を未然に防ぎ、農作物や動植物の生育環境を保全していくため、埋立てを規制する新たな条例「印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を制定しました。主な内容は次のとおりです。

## 1. 禁止される埋立て等とは？

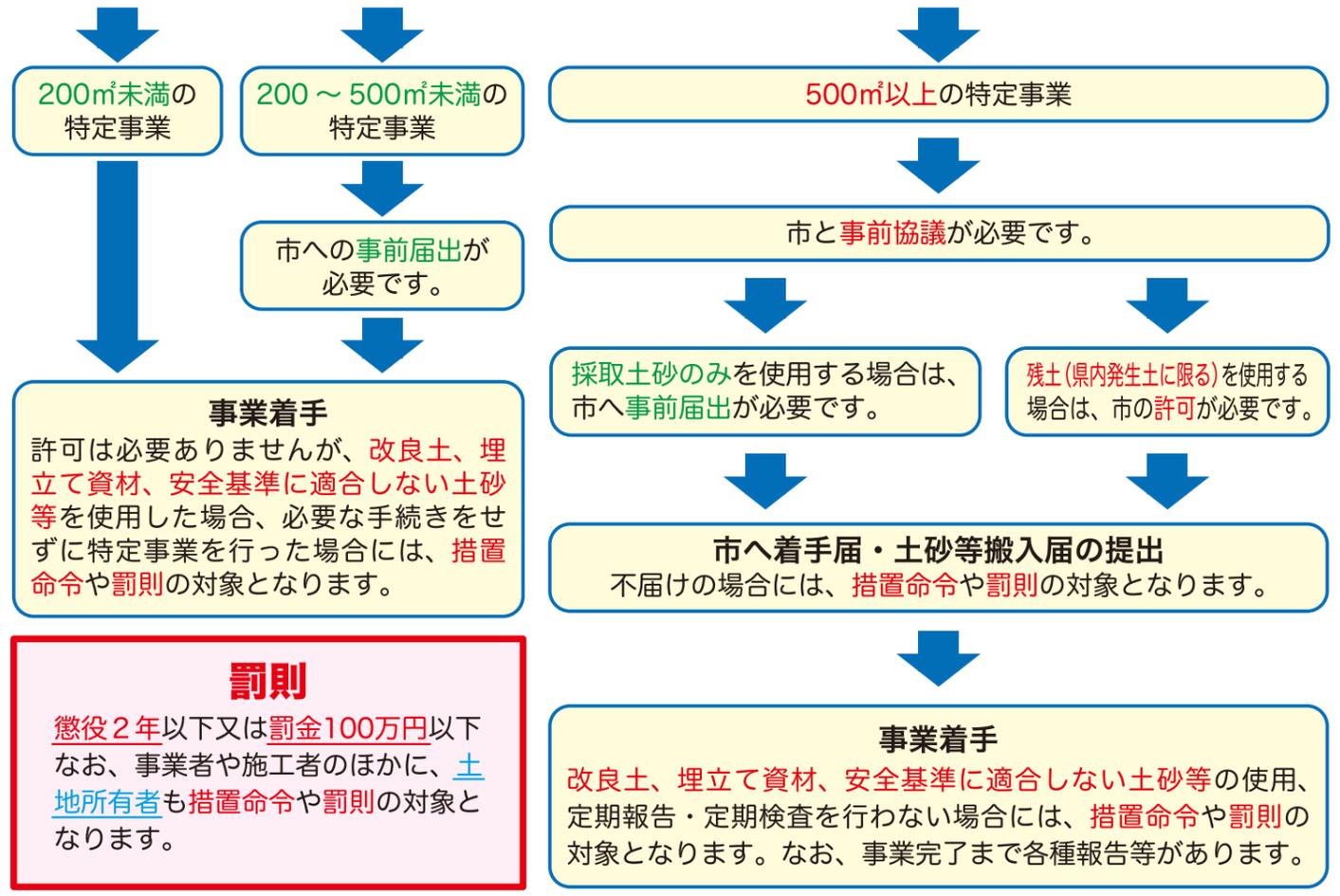
改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってははいけません。

**この条例の安全基準とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準に準じて、市が定めた土壌30項目（pH含む、pH4.5～8.0）、排水（水質）31項目（pH含む）の物質の濃度の基準です。**

## 2. 届出又は許可が必要な埋立て等とは？

特定事業を行おうとする者は、特定事業を行おうとする区域毎に、事前に市への届出又は許可を受けなければなりません。なお、事業期間は、原則として届出又は許可日から1年以内です。

**土地の埋立て・盛土・堆積（一時堆積含む）行為（特定事業）**  
改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等はできません。  
 暴力団関係者又は刑法もしくは環境関連の法令等に違反し、罰金刑以上に処され、5年を経過しない者には許可できません。



## 3. 定期検査・定期報告

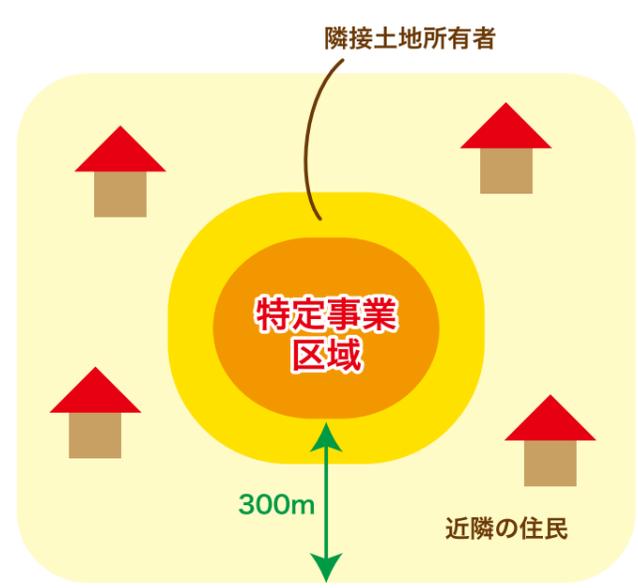
定期検査・定期報告については、土砂等を搬入後、2か月毎、かつ1,000㎡毎に市職員立会いの下、地質検査・排水（水質）検査を受け、その結果を市へ報告しなければなりません。

## 4. 土地所有者及び土砂等運搬事業者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供する場合は、土壌の汚染や災害を発生させるおそれがないことを十分確認した上で同意してください。事業者はもちろん、土地所有者にも責任が生じ、罰則の対象となります。土地所有者は、埋立て等の状況を毎月1回以上、現地を確認し、異常や不審な点等に気付いた場合は、直ちに事業者及び市に通報してください。また、土砂等を運搬しようとする場合は、当該土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染を発生させるおそれのある土砂等を運搬してはいけません。

## 5. 隣接土地所有者及び近隣の住民の承諾

特定事業を行うにあたり、特定事業区域内の土地所有者の同意及び施工を妨げる権利（地上権等）を有する者の施工同意の他に、隣接土地所有者及び近隣の住民の承諾が必要です。  
 残土を用いて、面積500㎡以上の特定事業を行おうとする場合は、特定事業区域に隣接する土地所有者のすべて及び近隣の住民（特定事業区域の周囲300m以内の世帯（世帯数が30世帯未満の場合は、その世帯及び同区域内の土地所有者））の8/10以上の承諾が必要です。  
 なお、採取土砂のみを用いて、面積500㎡以上の特定事業を行おうとする場合は、隣接する土地所有者のすべての承諾が必要となりますが、近隣の住民の承諾は不要となります。



## 6. 特定事業の許可を取り消すことがあります

- 次に該当する場合には、特定事業の許可を取り消すことがあります。
- 改善命令、事業停止命令又は措置命令に違反した場合
  - 偽りその他不正な手段により特定事業の許可又は変更許可を受けた場合
  - 許可を受けた事業者が暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
  - 特定事業の内容について許可を得ずに変更した場合
  - 搬入禁止命令に違反した場合



## 7. 罰則等の強化

- 次に該当する場合には、刑罰が科され、氏名等を公表することがあります。
- 改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等の使用、措置命令違反、無許可事業、無許可変更等 → 懲役2年以下又は罰金100万円以下
  - 無届出搬入、無報告・虚偽報告、土砂等管理台帳不作成・不保存等 → 罰金50万円以下
  - 特定事業の廃止・完了・終了届又は相続等届の無届出若しくは虚偽報告、標識不掲示等 → 罰金30万円以下
  - 両罰規定（法人等の場合） → 行為者本人を罰する他、法人等に対して罰金刑を科します。

